

神河町に住もう！ 町外からの引越し費用を支援します!!

神河町へのUJIターンを促進するため、引越し費用を支援します。
(平成27年10月1日～平成32年3月31日の間に支出された経費に限ります。)



高原エリア
～砥峰高原～



名水エリア
～越知川名水街道自転車下り～



銀の馬車道エリア
～中村・粟賀町歴史的景観形成地区～

◆補助額の計算◆

引越し費用×1/2 (5万円上限※)

※20～30代女性の未婚又は、配偶者と死別し、若しくは離婚したために配偶者がいない女性の単身世帯又は母子世帯は10万円

◆補助対象となる方は？◆

- (1) 転入日から1ヶ月以内の方で10年以上神河町に居住できること。
- (2) 満65歳未満の方(法人その他の団体は対象外です)。
- (3) 町税等を世帯員のいずれもが滞納していないこと。
- (4) 暴力団に関係する者でないこと。

【お申込み方法】

神河町UJIターン促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項記載の上、①補助金計算書(様式第2号)、②誓約書(様式第3号)、③住民票の写し、④移住に係る費用の見積書又は領収書の写し、④納税証明書を添付の上、下記まで申請して下さい。(様式はインターネットからダウンロードするか、下記までお申し出下さい。) インターネット検索「神河町」のサイトを開き→「神河に住もう」バナーをクリックして下さい。

◆お問合せ／申請先◆

神河町ひと・まち・みらい課 TEL: 0790-34-0002 / FAX: 0790-34-0691
〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64